

## 清川村議会基本条例（案）の制定に関するパブリックコメントの実施結果について

次のとおりパブリックコメントを実施しましたので、その結果を公表します。

### 1 実施期間

令和7年12月12日（金）から12月26日（金）まで

### 2 意見の提出者等

2人（12件）

◎ お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する清川村議会の考え方については、次のとおり取りまとめましたので報告いたします。

ご意見・ご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございました

### 意見の内容及び議会の考え方

整理番号	該当箇所	意見要旨	議会の考え方
1	第3条 及び 第5条	村民が「請願」や「陳情」だけではなく、議会の運営方法に対して、提案できる仕組みが検討できないか。	議会では、村民皆さんとの協働を進めるため、議会の運営方法にも民意を反映させることが重要であると認識し、現在もなお皆さんにとってより参加しやすい議会運営の方法について検討を進めていますが、引き続き、ご意見を参考により開かれた議会の運営を目指してまいります。

2	第4条	研修の実施を「年1回以上」と義務化し、その成果を村民へ共有する仕組みを整えてはいかがか。	<p>本条例（案）を作成するに当たり、回数を明言した規定について議会でも検討しましたが、本件は理念条例のため、明示は控えさせていただきました。</p> <p>また、議員を対象とした研修の成果については原則、従前から毎本会議での議長からの報告のほか、議会だよりに掲載することとしております。</p>
3	第5条	「村民に対する説明責任を負う」という抽象的な表現にせず、具体的手段として「議会報告会」や「意見交換会」の定期開催を規定してはいかがか。	<p>本条例は理念条例であるため、具体には明記しておりませんが、村民の皆さんに対して説明責任を果たす方法の一つとして「清川村議会運営等内規」（令和3年12月7日施行）に、「議会報告会」を行う旨が規定されています。</p>
4	第6条	反問権が形骸化しないよう、運用要綱の策定を条例内に位置付けてはいかがか。	<p>本条例は理念条例であるため、具体には明記しておりませんが、論点を明確にするための反問権は重要な原則であり、その実効性を確保するため、今後も運用において適切に対応してまいります。</p>
5	第7条	「別に条例で定める。」という条文があるが、これから定めるという理解で良いのか、または「定めることができる」という含みがあるのか。	<p>この条文は、地方自治法第96条第1項で規定されていないが、議会の議決を要するような特に重要な事件について、別に条例で定めることとするものであり、本条例が施行された以後、必要に応じて条例を別に定めることを表す条文となります。</p> <p>今回の規定において「別に条例で定める」としたのは、議会の議決を要するような特に重要な事件については、確実に条例を制定する必要があると判断したためです。</p>

6	第7条	地方自治法第96条第2項に基づき、総合計画（基本構想）等の最上位計画の策定・変更・廃止を議決事件に追加する旨を、別条例で明記してはいかがか。	総合計画を策定する手続きに関しては、「清川村総合計画条例」（平成25年条例第10号）第4条で議会の議決を経るものと規定されていますので、本条例において改めて規定することは考えておりません。
7	第9条	「情報通信技術の積極的な活用に努める」という努力義務ではなく、さらに具体的な運用（オンライン出席等）を視野に入れた表現にしてはいかがか。	現在、「情報通信技術の活用」の運用について研究しており、情報通信技術に関する運用は、他自治体の導入事例を参考にしながら、「運用規程」で細部までルール化が図れるよう検討しております。
8	第13条	利益相反の自己申告や回避、ハラスメント防止、贈与や接待の受領基準、政治倫理審査会の設置等を別条例（政治倫理条例）として整備し、本条例に準拠義務を追記してはいかがか。	いただいたご意見については、本条例の上位法であり地方議会の運営や議員の権限、義務などを定める「地方自治法」との整合性を図りながら、本条例の施行に際し参考とさせていただきます。
9	第14条	透明性と公平性を確保したうえで村民の皆様への説明責任を果たし「開かれた議会」を実現するためには、条例だけでなく、その下位規定である内規や先例についても、ホームページ等で村民が常に閲覧できる状態にする義務規定が必要と考えます。 「この条例の施行に関し必要な事項（内規等）」について、制定または改廃	「内規」や「先例」について、村民が常に閲覧できる状態にすることは、議会運営の透明性を高める観点から重要であると認識しております。 一方で、現状においては、「内規」や「先例」を議会の円滑な運営のためのものとして運用しており、必要に応じて説明や情報提供を行ってきたところです。 今後、ご意見の趣旨を踏まえ、「内規」や「先例」の適切な情報提供の在り方について検討してまいります。

		した場合は、必ず公表することを条文に明記したほうが良いのではないか。	
10	第14条	<p>条例の検証だけでなく、長年踏襲されてきた「先例」や「慣例」についても、この基本条例の趣旨に反していないか定期的に点検・見直しを行う旨を明記すべきではないか。</p> <p>議会運営では、条文に書かれていない「先例」が優先されることが多々あります。しかし、時代に合わない古い慣例が住民参加・新人議員の参入障壁になることがあります。</p> <p>第1条で「議会及び議員活動を活性化させ」と謳う以上、古い先例に縛られず、基本条例の精神（透明性や住民参加）に基づいて先例自体を見直すプロセス（スクラップ・アンド・ビルド）を制度化すべきと考えます。</p>	<p>長年踏襲されてきた「先例」や「慣例」については、本条第2項でその整備根拠として位置付けており、条例の検証と同じく定期的に点検・見直しを行うものと考えていることから、本条例において改めて規定することは考えておりません。</p> <p>村民皆さんの参加と信頼を高めるためには、議会運営の透明性を確保し、効果的な政策形成が重要であると認識しております。</p> <p>条例の精神に基づいた先例自体を見直すプロセスを制度化する取り組みも一つの方法と考えられますので、ご意見の趣旨を踏まえた対応について検討してまいります。</p>
11	—	<p>本条例（案）は、理念面からみれば優れている条例案であり、「開かれた議会」、「ICT活用」、「災害対応」等の重要要素も備えている。</p> <p>本条例（案）は、葉山町のように制度</p>	<p>村民皆さんの参加と信頼を高めるためには、議会運営の透明性を確保し、効果的な政策形成が重要であると認識しております。</p> <p>いただいたご意見にあるように、他自治体の事例を参考に、制度的な裏付けを加えた具体化・定期化を図るこ</p>

		<p>的裏付けを加え、上記の具体化・定期化を図ることで、村民の参加と信頼を高め、透明性・政策形成機能を強化できると考え前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>とも一つの方法です。</p> <p>このような取り組みによって、さらに村民皆さんの信頼を高め、議会の透明性を向上させることができると考えております。</p> <p>今後、本条例（案）をより効果的なものとして実現するために、議会内でさらに議論を重ね、必要な改善や具体化を進めてまいります。</p>
12	その他	<p>（ホームページの新着情報の掲載場所について）</p> <p>今回のパブリックコメントの新着情報の掲載場所が見付けにくかった。</p> <p>清川村ホームページのトップページ「新着情報」には掲載されておらず、トップページ内の「清川村議会」バナーの配下に掲載されていた。</p> <p>清川村トップページの「新着情報」に明記し、村民へ広く周知できる掲載方法を求めます。</p>	<p>村では、議会と行政の二元代表制を採用しているため、本パブリックコメントの情報は議会に関連する事項として、「清川村議会」専用ページに掲載し、議会に関する情報を集約したページにて、村民の皆さんに周知させていただきました。</p> <p>また、いただいたご意見を参考にして、本パブリックコメントの掲載ページが容易に閲覧できるよう意見受付日の即日、ウェブサイトのナビゲーション経路を追加させていただきました。</p>